

鳥取県手話施策推進計画

鳥 取 県

平成27年3月

目次

はじめに	P 1
1 計画の位置付け、計画期間	P 2
(1) 計画の位置付け	
(2) 計画期間	
2 計画の検討経過	P 2
3 計画の理念	P 2
4 施策の基本的な考え方	P 2
(1) 手話の普及、ろう者に対する理解促進	
(2) 手話を使いやすい環境整備	
5 施策推進イメージ	P 3
6 手話施策推進方針	P 3
(1) 手話の普及、ろう者に対する理解促進	
ア 地域、職場等における手話の普及	
イ 教育における手話の普及	
ウ 行政、公共交通機関等における手話の普及・情報発信	
(2) 手話を使いやすい環境整備	
ア 手話通訳者の養成、派遣事業等の充実	
イ 聴覚障がい者相談事業の充実	
ウ 鳥取聾学校・難聴学級における「手話による教育」の推進	
エ 新しい手話コミュニケーション環境の創出	
オ ろう者が働きやすい環境づくり	
カ とっどりの手話の文化的発展	
7 数値目標	P 5
8 鳥取県手話施策推進協議会委員名簿	P 6

はじめに



平成25年10月、「手話を言語として認めて欲しい」というろう者の切実な声を受け、鳥取県は全国に先駆けて手話言語条例を制定しました。以後、本県では手話が言語であるとの認識の下、手話の普及を進め、ろう者と聞こえる人が共生する社会の実現に向けて取組を進めています。

人口最少の本県での条例制定が「力」となり、同様の条例が他の自治体へ、手話言語法制定を求める決議が全国へと急速に広がっています。また、県内でも手話に対する県民の関心はかつてないほど高まり、ろう者には「手話が認められたことは、ろう者が認められたこと」という自信も生まれています。

手話の普及は、全ての聞こえる人がろう者を理解し手話を学び、聞こえる・聞こえないに関係なく、交流を深めていくことが重要です。それは学校教育、社会生活等のあらゆる場面で多面的に進めていく必要があります。また、ろう者と聞こえる人の橋渡しの役割を担う手話通訳者等はその専門技術を高め、ろう者は自らも手話の普及やろう者への理解を深めるために積極的に社会に関わっていく必要があります。

行政、ろう者、手話通訳者等の関係者、事業者、一般県民がそれぞれの立場で手話に関わり、交流を深めながら同じ目標に向かって歩んでいくことが、共生社会実現の基礎となります。

本県では、条例で定める理念実現のため、このたび「鳥取県手話施策推進計画」を策定しました。この計画では、継続的に手話施策を推進するために、多様な取組の基本方針等を定めています。今後はこの計画に基づき、手話施策を強力に進め、全国初の挑戦、手話革命を成就させるべく、鳥取県は突き進んでまいります。

なお、計画策定にあたっては、鳥取県手話施策推進協議会の委員、オブザーバーの皆様方をはじめ、手話に関するアンケート、パブリックコメント等を通じ、多くの県民の皆様から貴重なご意見、ご指導をいただきました。改めて、厚くお礼申し上げます。

平成27年3月

鳥取県知事 平井 伸治

1 計画の位置付け、計画期間

(1) 計画の位置付け

この計画は、鳥取県手話言語条例（以下「条例」といいます。）第8条第1項に基づき、「手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策」について定めるものです。

(2) 計画期間 平成27年度から平成35年度まで

2 計画の検討経過

本計画策定に当たっては、手話に関するアンケート、パブリックコメントで得られた意見を参考としながら、鳥取県手話施策推進協議会において約1年間、計5回にわたる議論を行い、計画内容の検討を行いました。

平成26年	3月	手話施策推進協議会1	… 計画案の骨子を検討
	5月	手話施策推進協議会2	(手話に関するアンケート検討会)
	6月～8月	手話に関するアンケートを実施	(ろう者、手話関係者、一般県民)
	10月	手話施策推進協議会3	… 計画素案を検討
	12月	手話施策推進協議会4	… 計画案を検討
平成27年	1月～2月	計画案に関するパブリックコメントを実施	
	3月	手話施策推進協議会5	… 計画案を検討

3 計画の理念

手話が言語であるとの認識の下、手話の普及を通じて、ろう者と聞こえる人が互いの個性・人格を尊重して、共生する社会を目指します。

4 施策の基本的な考え方

施策の立案・推進にあたっては、以下の考え方を基本とします。

(1) 手話の普及、ろう者に対する理解促進

人と人が対面し、互いの目を合わせて意思等を伝え合う手話には、ICT全盛の現代社会だからこそ学ぶべき大切な要素が含まれています。

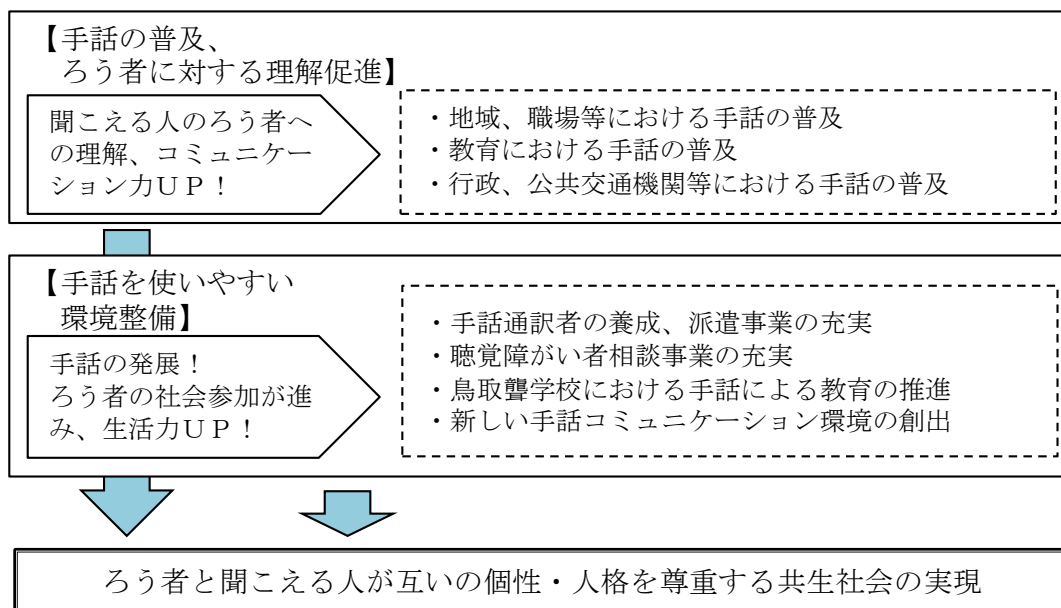
手話の普及は、手話表現を覚えるだけではなく、ろう者の生活・文化等を知り、ろう者と聞こえる人が交流し、コミュニケーションの重要性を実感しつつ、互いの理解を深め、学びあうことを大切にして推進します。

(2) 手話を使いやすい環境整備

ろう者の文化を尊重し、ろう者の生活・ニーズを踏まえ、手話通訳者の養成など、ろう者と聞こえる人がコミュニケーションしやすい環境づくりを推進します。

5 施策推進イメージ

計画の理念である共生社会実現のため、次のとおり施策推進イメージを示します。



6 手話施策推進方針

次のとおり、手話施策推進方針を定め、総合的に施策を推進していきます。

(1) 手話の普及、ろう者に対する理解促進

ア 地域、職場等における手話の普及

ろう者と日常的に関わりのある地域、職場等ではろう者と聞こえる人が簡単な手話で日常会話ができ、ろう者と聞こえる人が支え合う環境づくりを、それ以外の地域等ではろう者への理解等を中心とした手話の普及を進めます。こうした取組の継続により、災害時等に助け合える環境づくりに繋がります。

また、多くの人が手話に関心を持ち、身近に感じてもらうため、手話パフォーマンス甲子園等を通じた普及啓発にも力を入れます。

さらに、難聴者・中途失聴者も手話が学べる場づくりの検討、手話カフェ等の取組の広がりを通じて、誰もが手話に触れ、学べる環境づくりを進めます。

【実施施策】 県民向けミニ手話講座の開催、手話学習会開催事業費等補助金、手話サークル等助成事業費補助金、手話パフォーマンス甲子園の開催、手話啓発イベントへの助成等

イ 教育における手話の普及

小中学校・高等学校・特別支援学校において、ろう児、地域のろう者等との交流を通じて、教職員、児童・生徒一緒に楽しみながら手話の普及を進めます。手話学習教材の活用状況等を把握し、手話普及支援員派遣制度の充実を図りながら、各学校における手話の取組を着実に進め、将来的には全学校で手話を学

ぶ機会をつくります。

【実施施策】手話普及支援員派遣制度（手話普及コーディネーターの配置を含む）、手話ハンドブック等の手話学習教材の活用推進、聾学校との交流学习の推進等

【予定施策】学校における手話に関する情報を受発信する窓口役の決定

ウ 行政、公共交通機関等における手話の普及・情報発信

ろう者への理解、手話学習を進め、手話を中心とした意思疎通方法により、必要なサービスの提供を行います。また、手話による情報発信を進めるとともに、行政窓口では、手話対応可能な職員増を進めます。

【実施施策】行政職員向け手話講座の開催、知事定例記者会見・議会中継等での手話通訳者配置、[再掲]手話学習会開催事業費等補助金等

(2) 手話を使いやすい環境整備

ア 手話通訳者の養成、派遣事業等の充実

正確な手話通訳技術に加え、ろう者の歴史・文化を深く理解し、通訳場面での多様な通訳ニーズに応えられる手話通訳者の養成・派遣事業を進めます。併せて、ろう者の社会活動範囲の拡大に伴う手話の多様化・専門化に対応するため、現任研修等の充実により手話通訳者の通訳技術向上を推進します。

また、手話通訳者の増加を目指し、手話奉仕員の増加を促しつつ、手話通訳業務の意義・魅力を広く発信します。

一方で手話通訳者の健康管理、手話通訳者の指導者養成方法等を検討します。

【実施施策】手話通訳者養成研修・派遣事業、手話通訳者トレーナーの配置等

イ 聴覚障がい者相談事業の充実

手話通訳者派遣事業とも十分連携し、通訳現場での課題発見等により、積極的に相談ニーズを把握し、課題解決を目指す相談事業を推進します。

また、福祉施設等に入所中のろう者、独居高齢ろう者への見守り活動、ろう者同士又はろう者と聞こえる人との交流機会創出も検討します。

【実施施策】聴覚障がい者相談員

【予定施策】手話学習者等による見守り手話ボランティア

ウ 鳥取聾学校・難聴学級における「手話による教育」の推進

教職員の手話技術向上等を通じて、ろう児が授業内容をより理解しやすくするとともに、ろう教諭等とのかかわりにより、自らがろうであることに誇りを持てる環境をつくります。また、同年代の仲間との交流や共同学習等を通じて、ろう児の社会性や豊かな人間性を育みます。

また、ろう児の保護者に対して新生児聴覚検査の理解の促進を図るとともに、医療機関、保健所、市町村保健師、聾学校、療育機関等が早期から連携して支援を行います。教育の分野においても、聾学校が早期から関与し、聴覚障がいに対する理解の促進や手話の学習機会を提供します。

【実施施策】鳥取聾学校地域支援部の充実、手話検定等受験料助成制度、教職員の聴覚障がい理解と手話技術の向上等

エ 新しい手話コミュニケーション環境の創出

ICTは視覚的に情報を入手するろう者にとって、日常生活、社会生活又は防災等においても大変有効なツールです。遠隔手話通訳サービスの定着化等を通じて、ろう者とICTをつなぎ、新しい手話コミュニケーション環境の創出を目指します。

また、地域で孤立しがちな高齢ろう者、福祉施設等に入所中のろう者等に対しても手話コミュニケーション環境づくりを検討します。

【実施施策】遠隔手話通訳サービス（+代理電話支援サービス）

【予定施策】ろう者向けICT学習会、[再掲]手話学習者等による見守り手話ボランティア等

オ ろう者が働きやすい環境づくり

聴覚障がい者就労支援事業その他の制度の普及・活用により、ろう者が働きやすい環境づくりを推進します。

【実施施策】聴覚障がい者就労支援事業

カ とっどりの手話の文化的発展

地域における新しい手話表現の創出、古い地域手話の保存・伝承を通じて、鳥取県内の手話表現の豊かさ、多様性を育み、文化的発展を促進します。

【実施施策】とっどりの手話を創り、守り、伝える事業補助金

7 数値目標

今後、手話施策の推進により、目標とすべき数値を示します。

区分	H24	H25		H35目標	備考
登録手話通訳者数	32人	35人	→	65人	H24の2倍
【関連施策】手話通訳者養成研修事業					
手話通訳者設置事業人役	1.52人役	1.52人役	→	4.50人役	H24の3倍
手話通訳者派遣件数（団体派遣）	461件	693件	→	1,400件/年	H24の3倍
【関連施策】手話通訳者派遣事業					
手話講座等受講者数		1,242人/半年	→	2,500人/年	H25並み
【関連施策】県民向けミニ手話講座の開催、手話学習会開催事業費等補助金					
手話等で対応できる職員が県職員（行政職員）に占める割合			→	15%	
【関連施策】行政職員向け手話講座の開催					
学校における手話の取組の実施率			→	100%	
【関連施策】手話普及支援員派遣制度、手話ハンドブック等の手話学習教材の活用推進、学校における手話に関する情報を受発信する窓口役の決定					

(参考1) 登録手話奉仕員数 72人（平成26年度）

(参考2) 登録手話通訳者数のうち、コミュニケーション支援センターふくろう（現：（公社）鳥取県聴覚障害者協会）職員 平成24年度：8人、平成25年度：7人

8 鳥取県手話施策推進協議会委員等名簿

区分	所属等	氏名	備考
当事者 団体	公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会事務局長	石橋 大吾	協議会長
	公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会事務局次長	戸羽 伸一	
関係団 体等	鳥取県手話通訳士協会	国広 生久代	
	鳥取県手話サークル連絡協議会	藤井 貴子	
	あいサポートメッセンジャー	今西 賀子	
事業者	鳥取県厚生事業団(障害者福祉センター友愛寮長)	小松 三恵子	
	鳥取医療センター事務部長	門田 陽一郎	
教育	前鳥取県立鳥取聾学校長	後藤 裕明	

オブ ザー バー	湯梨浜町教育委員会教育長	土海 孝治	
	鳥取市障がい福祉課長	富田 恵子	
	岩美町福祉課長	鈴木 浩次	
	伯耆町福祉課長	谷口 仁志	
	鳥取労働局職業安定部職業対策課長	野田 千卯	
	NHK鳥取放送局LGマネジメント副部長	八木 智一	
	鳥取県病院局長	福田 健	
	鳥取県警察本部教養課長	足羽 将司	
	鳥取県立鳥取聾学校長	藤田 則恵	
	日本財団ソーシャルイノベーション本部上席チームリーダー	石井 靖乃	